

登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）
保存活用計画策定業務に係るプロポーザルに関する質問回答書

該当箇所・ページ	質問項目	要旨	回答
仕様書	いわゆる「策定委員会」と呼ばれる有識者による検討会の設置について	仕様書には「計画検討委員会」についての記載がございませんが、策定委員会は、受注者側対応は不要の理解でよろしいでしょうか。	いわゆる「策定委員会」の開催は予定しておりませんので、受注者側の対応は不要です。
仕様書 2 計画 イ (イ)	i～v中の「素案作成等」の「等」の意味することについて	ここでいう「等」につきましては、具体的にはどのような作業をご想定されているのか、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	当該仕様における「素案作成等」の「等」とは、計画書を作成する作業にとどまらず、策定に至る一連の工程全体を指します。 具体的には、基礎調査結果を整理して素案へ反映させる作業に加え、生涯学習課との協議を通じて出された意見や検討事項を、計画内容へ適宜反映・修正する過程全般を含みます。
仕様書 2 計画 イ (ウ)	建物部位調査について	現況下で建物部位調査を実施する場合、資料館運営や館内什器の移動・復元作業との調整が必要になると考えられますが、これらの取扱いについてのお考えを差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	館内什器の移動・復元等の作業については、原則として本業務に含みます。 ただし、展示資料や文化財の移動に関しては、生涯学習課職員の監督・立会いのもと、その指示に従って受注者が行うものとします。
仕様書 2 計画 ウ (イ)	i～vi中の「関係者の聞き取り調査」について	聞き取りする関係者の具体(個人・団体数)についてご教示いただけますでしょうか。また、聞き取りにあたっての周知・調整は発注者・受注者、どちらの作業になりますでしょうか。	聞き取りを行う対象者については、必要に応じて施設運営者、国登録申請時の調査者、庁舎内関係部局や地域の古老等を想定しています。これらの周知・調整は、生涯学習課が行いますが、これらの対象者以外に、保存活用計画策定にあたり受注者が必要と考える対象者への聞き取りについては、受注者において周知・調整をお願いします。

	ii 7行目、「写真撮影」について	写真撮影に際して、使用するカメラの解像度や機材の程度等につきまして、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	本業務の成果物は国登録有形文化財の保存・活用計画に資する重要な記録資料となります。 そのため、撮影にあたっては文化財写真保存ガイドライン検討グループが作成した『文化財写真の保存に関するガイドライン ～デジタル画像保存の実情と課題～』（平成24年5月 日本写真学会等発行）が推奨する撮影品質を確保できる解像度及び機材で撮影を行ってください。
	ii 3行目「耐震診断業務の際に判明した補修必要箇所」及びiv 6行目「耐震診断等の結果」について	対象文化財に対し実施した耐震診断等の内容について、ご教示いただくことは可能でしょうか。	耐震診断の内容については、このホームページの回答書の下PDFファイル「島本町立歴史文化資料館 木造耐震診断統括書」を参照ください。
	v 8行目「法令協議」及びvi 6行目「関係法令調査」について	章立ては前後しておりますが、業務の流れとしては「関係法令調査」後に該当部局との「法令協議」を行う想定かと存じますが、認識に相違ございませんでしょうか。その際、仮定ではございますが府庁との協議が生じる場合、協議日程等の調整対応者につきましてご教示いただけますでしょうか。	第5章の「法令協議」と第6章の「関係法令調査」については、特に関係の深い調査となるため、記載しておりますが、各章を記載するにあたり、必要に応じて「関係法令調査」後に該当部局との「法令協議」を行っていただく必要があります。 なお、「関係法令調査」「法令協議」で大阪府等の外部機関との協議が生じる場合、その担当者をお伝えすることは可能です。ただし、日程調整等は受注者側で行ってください。
仕様書 2 計画(2)	ア 打合せ協議の時期について	文化庁による現地指導の際に打合せ・協議を行うとの記載がございますが、現地指導の回数等を差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	文化庁による現地指導については、開催の有無も決定しているものではありません。 また、現地指導の回数は、業務の進捗状況及び文化庁の指針に基づき決定されるため、現在、お示しすることはできません。

<p>仕様書 2 計画(2) 及び 実施要領 13 (2)</p>	<p>イ 打合せ協議への 出席者について</p>	<p>主任技術者が出席するとの記載がございましたが、これはプレゼンテーションの「統括責任者」、「主担当者」のいずれを指すものか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>打合せ協議に出席することとしている「主任技術者」については、「登録有形文化財 島本町立歴史文化資料館(旧麗天館)保存活用計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」の13の(2)に記載の「主担当者」を想定しており、本業務において文化財保護や建築調査等の専門的・技術的な実務を遂行し、品質・判断に責任を持つ者を指します。</p>
---	------------------------------	---	--